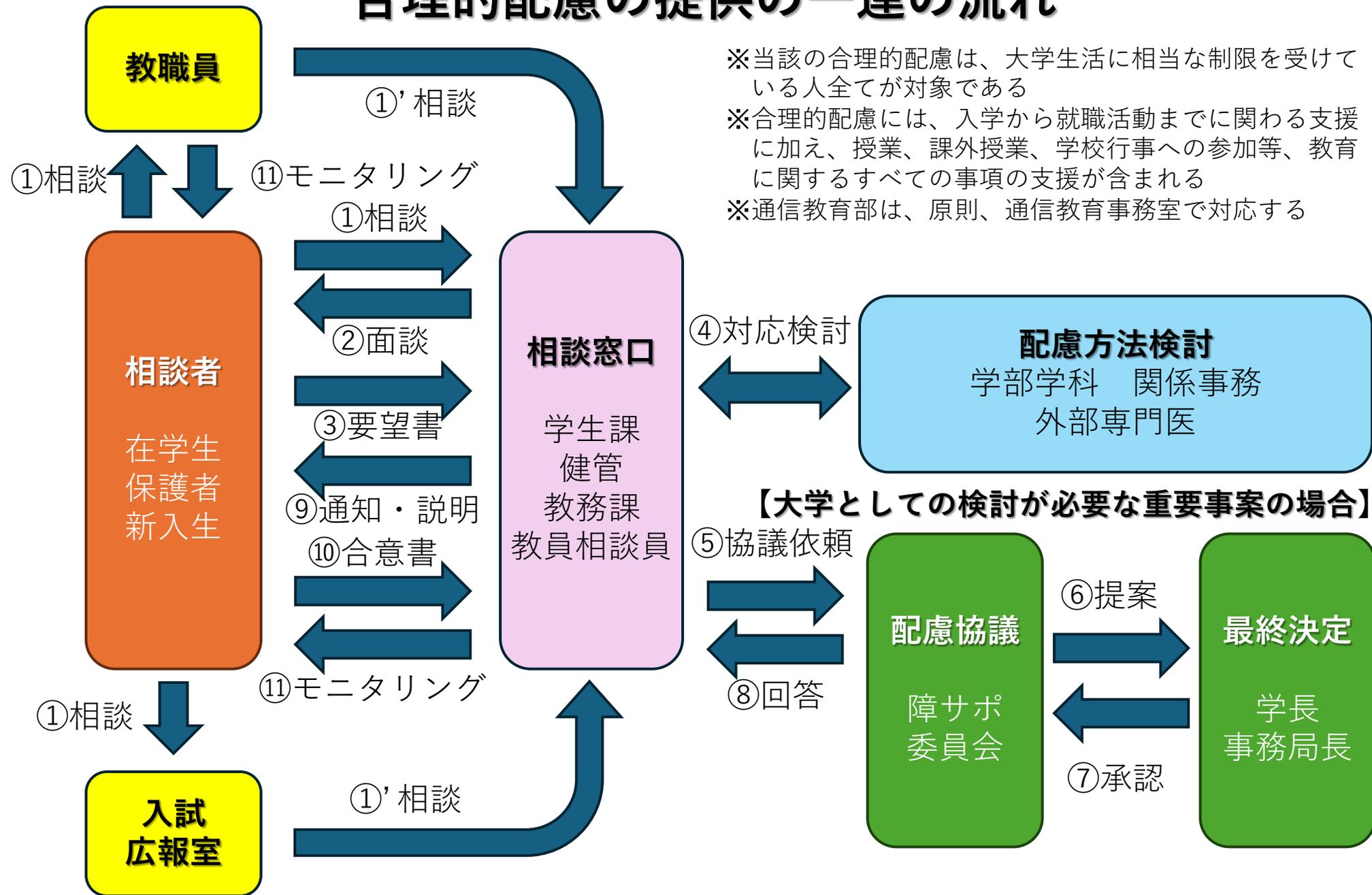


合理的配慮の提供の一連の流れ

- ※当該の合理的配慮は、大学生生活に相当な制限を受けている人全てが対象である
- ※合理的配慮には、入学から就職活動までに関わる支援に加え、授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関するすべての事項の支援が含まれる
- ※通信教育部は、原則、通信教育事務室で対応する



教職員

①'相談

相談者

在学生
保護者
新入生

①相談

⑪モニタリング

①相談

②面談

③要望書

⑨通知・説明

⑩合意書

⑪モニタリング

①相談

入試
広報室

①'相談

相談窓口

学生課
健管
教務課
教員相談員

④対応検討

配慮方法検討

学部学科 関係事務
外部専門医

【大学としての検討が必要な重要事案の場合】

⑤協議依頼

配慮協議

障サポ
委員会

⑥提案

最終決定

学長
事務局長

⑧回答

⑦承認